

和歌山市所得向上補助金のご案内

企業の生産性を高め、従業員の所得向上につなげるため
一定の要件を満たす法人の設備取得費用の一部を補助します！

～令和8年度から補助率を最大10%に引き上げました！～



【1】対象事業者

本市に事業所を有する下記の対象業種を営む法人(営利を目的とするものに限る)又は和歌山市の地域資源を活用し、新分野開拓を行う事業を営む法人

対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、小売業（無店舗小売業を除く）、旅館・ホテル、水運業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業、スポーツ施設提供業、遊園地、マリナー業、植物園、水族館、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、植物工場

【2】補助対象設備

事業の用に供する設備のうち、下記の設備取得費用

- ①機械及び装置費
- ②工具、器具及び備品費

<申請受付期間>

令和8年4月1日～

令和8年12月28日(必着)

※予算に達した場合はその時点で申請の受付を終了しますので、ご注意ください。

【3】補助の金額

(※上限：500万円)

- 1%以上の賃上げを表明した場合：補助対象設備の購入費用の5%
3%以上の賃上げを表明した場合：補助対象設備の購入費用の10%

【4】主な要件

- ①補助対象設備の購入に要する費用が合計250万円以上であること。
- ②労働生産性向上及び事業拡大計画を立てて行うこと。
- ③人員の削減を目的としないこと。
- ④設備を導入する事業所で勤務する従業員の平均賃金額を、直近事業年度と比して、直近事業年度から起算して3年後の事業年度までに1%以上向上させる方針を従業員に対して表明すること。
- ⑤補助対象設備の購入先が本人・配偶者・直系血族が役員となっている法人及び親会社でないこと。
- ⑥令和9年2月26日までに実績報告書を提出すること。

※申請手続き等については裏面をご確認ください。

<申請手続きフロー>

令和8年4月1日 ~ 令和8年12月28日
(申請受付開始) (必着)

交付申請時の必要書類 (①~⑤はHPに掲載)

- ①補助金交付申請書 (様式)
- ②事業計画書 (様式)
- ③収支予算書 (様式)
- ④誓約書兼同意書 (様式)
- ⑤貸上げ方針を表明したことを証する書面 (様式)
- ⑥完納証明書
- ⑦補助対象設備に係る設計図面 (設計図面がある場合)
- ⑧見積書等補助対象経費の算出根拠となる書類の写し
(補助対象経費を明確に判別できるもの)
- ⑨設備導入事業所の付近見取図
- ⑩補助対象設備の配置図
- ⑪直近の決算報告書の写し
- ⑫履歴事項全部証明書

事業者

- ・事前相談
- ・交付申請 (R8.12.28まで)

和歌山市

- ・審査
- ・交付決定

事業者

- ・事業実施 (設備購入)

事業者

- ・実績報告 (R9.2.26まで)

和歌山市

- ・審査
- ・補助金確定

事業者

- ・補助金請求

実績報告時の必要書類 (①~③はHPに掲載)

- ①補助事業等実績報告書
- ②事業報告書
- ③収支報告書
- ④補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- ⑤補助対象設備の導入前及び導入後の状況を確認できる写真

補助金請求時の必要書類

補助金等交付請求書

留意事項

- 締切日にかかわらず、**予算に達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。**
- 提出された申請書類及び添付書類は返却しません。
- 申請書類及び添付書類に記載された個人情報、本事業においてのみ使用します。
- 法令違反等不正な行為等があった場合は補助金の交付決定を取り消す場合があります。
- **本事業の効果検証のため、令和10年度に現況調査を実施する予定です。**ご理解・ご協力をお願いいたします。

※本制度の詳細や様式のダウンロードについては和歌山市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1001189/1049442.html>



(お問い合わせ先)
和歌山市役所 産業政策課
TEL : 073-435-1040
Mail : sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp